

令和 5 年度  
島根県立図書館協議会

開催日：令和 5 年 8 月 10 日（木）

時 間：13 時 30 分から 15 時 30 分まで

会 場：島根県立図書館 集会室

事務局（総務課長）：

県立図書館総務課の黒崎と申します。本日の協議会の進行を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それではただいまより令和 5 年度第 1 回島根県立図書館協議会を開会いたします。開会にあたりまして当館館長の原がご挨拶いたします。

事務局（館長）：

この 4 月からですが県立図書館の館長を務めております原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。開会にあたりまして一言ご挨拶させていただきます。本日は皆様ご多忙の中、また非常に暑い中ご出席いただきましたこと、また日頃より県立図書館の運営にご理解ご協力を頂いていますことをこの場を借りてお礼申し上げます。またこの度この協議会、委員の改選期を向かえたところでもありますけれども、皆様方には快く委員をお引き受け頂いたこと心から感謝申し上げます。本日はそういったことで新たな協議会メンバーとしては初めての開催となります。今回の開催におきまして 10 名の内 3 名の方に新たにご就任いただきました。そういったこともありますので、すでにご存じの方もおられると思いますが、改めてこの図書館協議会について少し触れさせていただきます。

まずこの図書館協議会につきましては、図書館法という法律に基づきまして図書館の運営に対しまして、委員の皆様から様々なご意見を伺う場であるという風に認識頂きたいと思います。公立図書館の運営につきましては、これも国が運営上の望ましい基準というものを示しておりまして、本図書館につきましても基本的にこの基準に沿った図書館運営を行っている所です。

具体的に申しますと、一つ目には図書の貸し出しなどのいわゆる住民サービスです。二つ目は県内の市町村立図書館等への支援、また様々な図書館などとの連携した取り組み、こうしたことです。三つ目には島根県におきまして「島根創生計画」といういわゆる県として果たすべく望む姿を掲げていますけれども、こういった上記計画の実現に繋げるための行政機関としての県立図書館としての運営、この三つを基本的な考えとして行っている所です。

そしてこの基本的な運営方針を具体化したものが平成 30 年に策定しました第 4 次中期計画となります、「島根県立図書館運営方針及び活動計画」であります。現在はこの計画に沿って図書館運営を行っているというところです。この 4 次計画については計画期間が今年度までということになっていまして、本日はこの後、計画の実施状況とこれまでの総括、また現在策定作業を行っていますが次期、後期となりますが、この 5 期計画の考え方について後ほど説明させていただきます。

この第 5 次の計画策定にあたりまして委員の皆様からご意見を伺いまして、県立図書館のよりよい運営につなげていくこと、これが今年度のこの協議会の最大の役割とお考えいただければという風に思います。また先般新聞報道とかありました芥川賞が契機になったのかなと思います。新聞報道でも読書のバリアフリーとか様々な問題提起がなさ

れるところもあります。こういった社会の変化であるとか、新たなニーズこうした対応につきまして、委員の皆様から様々な視点からこれからの島根県立図書館としての在り方、方向性についてご意見を伺うこともこの協議会の目的でもありますのでよろしくお願い致します。

さて、この5月から新型コロナが5類に移行しました。本館でもコロナの感染防止対策として貸し出しの冊数でありますとか期間に特例を設けておりましたが、こうした制限も解除しましてようやく制限のない運営を再開したところです。このコロナ禍を経まして図書館に求められているもの、新たなニーズこうしたことにも敏感に対応しながら図書館運営にあたっていくことを考えている所です。皆様方からも忌憚のないご意見をお聞かせいただきますようお願いしまして、冒頭のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。

事務局（総務課長）：

本日は賀戸委員、中林委員、岩本委員の3名がご欠席ですが委員10名のうちの7名の皆様にご出席いただいています。協議会規則第三条におきまして、委員の過半数の出席を得ておりますので本協議会は成立しています。そうしますと今年度は委員改正の年で委員10名のうちの3名の方に新たに委員に御就任いただきました。簡単で結構ですので、全員の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。名簿順をお願いしたいと思いますので大羽委員様からお願いします。

大羽委員：

島根県国公立幼稚園・子供園長会の理事としてこちらの方に参加させていただいております、大羽眞理子と申します。所属は大田市の大田幼稚園の方に勤務しております。西部の方から出てほしいという園長会からの依頼がありましたので、幼稚園は西部の方には大変数が少ないのですけれども、その中から参加させてもらっております。この度初めてですのでどうかよろしくお願い致します。

濱岡委員：

役職としては島根県の学校図書館協議会の副会長というのを拝命しております、恵曇小学校校長の濱岡宏行と申します。私も今年度、昨年度までは大田市の方で勤務しております、恵曇小学校の方に4月から赴任しましてこの役職になりました。よろしくお願い致します。

木村委員：

島根県高等学校図書館研究会の会長を務めております、松江商業高校の木村と申します。二年目になります。コロナも5類になりましたので、できるだけあちこち図書館と

というようなところに顔を出して雰囲気はどうなっているのか味わっていきたいと思っています。よろしくお願いします。

伊藤委員：

出雲市で読書ボランティアをしています、伊藤と言います。親子読書アドバイザーをさせていただいて、今の子育て支援の会とか、それから幼稚園保育園小学校等々に時々出かけております。よろしくお願いします。

佐藤委員：

山陰合同銀行地域振興部の佐藤と申します。まったく図書館業界とは離れておりますけれども、ですで大変初歩的な質問等々毎回してしましてお恥ずかしい限りですが、皆様に甘えて思ったことはまたお伝えさせていただけたらなと思いますので引き続きよろしくお願いします。

金山委員：

ライトハウスイブライリーの施設長の金山和佳と申します。ライトハウスイブライリーは視覚障がい者情報提供施設ということで、平易な言葉で言えば点字図書館ですので、視覚障がい者の方への読書とかそういったことをサポートする施設で、読書バリアフリーに関係して今頃はハンチバックでも有名になりました、ディスレクシアの方とか肢体不自由の方とか、そういった方々への読書をサポートしていくというふうに幅広く支援をすることになってはいますが、なかなかその福祉分野の施設ですので教育関係の図書館とか親子読書とか、そういうところとなかなかテリトリーを交えられないというようなこともありましたので、この協議会に参加させていただいてそういう垣根を取っ払って、広く市民の皆様誰もが読書ができる環境というのを作っていけたらいいなと思っていますのでよろしくお願いします。

木内委員：

皆さんこんにちは。島根県立大学松江キャンパスから参りました木内公一郎と申します。大学の方では図書館情報学を専門としていまして現在は図書館司書と、司書教諭それから学校司書の三つの資格を教えています。本日はどうぞよろしくお願いします。

事務局（総務課長）：

ありがとうございました。続きまして、県教育委員会及び事務局の方から自己紹介をいたします。所属と名前程度でよろしいですので名簿順にお願いします。(00:11:02)

事務局（館長）：

改めまして、県立図書館館長をしております、原でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（総務課長）：

総務課の黒崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（図書館支援課長）：

図書館支援課長の坪内と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（地域支援係長）：

地域支援係長の藤田と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（資料情報課長）：

資料情報課長、大野と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（郷土資料・調査係長）：

郷土資料調査係の須山と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（資料サービス係長）：

資料サービス係の椋田と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（総務課主幹）：

総務課の斗光と申します。よろしくお願いいたします。

教育庁教育指導課（小中学校教育推進スタッフ）：

県教育委員会教育指導課の籠橋と申します。主に小中学校の学校図書館関係の担当をしております。よろしくお願いいたします。

教育庁社会教育課（生涯学習係長）：

社会教育課の青砥と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（総務課長）：

そうしますと、議事に先立ちまして、議長および副議長の選任をお願いいたします。島根県立図書館協議会規則の第1条第1項において、議長1名、副議長2名を置くこととしております。また、同条第2項において、議長および副議長は委員の互選としており

ます。議長、副議長の選任につきまして委員の皆さまからご意見がありますでしょうか。ご意見がないようですので、事務局案をお示ししたいと思います。

事務局案といたしまして、議長を島根県立大学の木内委員様に、副議長を隠岐の島町図書館の中林委員様と、島根県高等学校図書館研究会の木村委員様にお願いしたいと思います。ご賛同頂けます方は挙手をお願いいたします。ありがとうございました。

続きましては、議長、副議長の皆様どうぞよろしく申し上げます。議長様は、議長席へお願いいたします。

それでは、議事にうつらせていただきます。議長様、よろしく申し上げます。(00:14:34)

議長（木内委員）：

木内でございます。本日はよろしく申し上げます。

これより、議事に入ります。議事の進行は会議の次第に沿って進めていきます。

最初の議事は、第4次島根県立図書館運営方針及び、活動計画の総括についてです。

事務局から説明をお願いします。

事務局（図書館支援課長）：

第4次島根県立図書館運営方針及び活動計画について説明をさせていただきます。

第4次は、令和元年度から5年度までの5年間を計画期間としています。

今年度は、第4次の最終年度にあたり次年度には新たに第5次の計画を策定する予定です。また、計画期間の途中ではありますが今日の協議会では、第4次の総括をさせていただき、第5次計画策定に向けた、ご意見を頂きたいと思っております。

本日初めて協議会に参加される委員の方もいらっしゃいますので、簡単に第4次の説明をさせていただきます。

県立図書館では、県民一人ひとりが個性を發揮し社会の一員として自立する「人づくり」と、心豊かに暮らせる活力ある「地域づくり」に資する「知の拠点」を基本理念とし目指すべき姿を実現のために第4次では、4つの目標を設定しています。

一つ目の目標は、人を育てる図書館です。図書館は、乳幼児から高齢者まで生涯を通じて利用することができ、県民一人一人の成長や学びを支える役割があることから、全ての県民が享受できる環境やサービスの提供を行うことを目指しています。

二つ目、地域を支える図書館です。地域の課題を解決するためには、県立図書館だけでなく県内の図書館全体で協力していく事が必要なことから、県内の図書館などとのネットワークの強化や、市町村図書館に対しては、人、資料、情報の面で支援することを目指しています。

三つ目、暮らしに役立つ図書館です。多様化する課題解決のために県民自ら情報を得る必要があることから、地域の情報の拠点として資料や情報サービスの提供を行うことを目指しています。

四つ目、郷土資料文化を伝える図書館です。島根に関する資料や情報を収集保存し、県民がこれらを活用できるよう整備をおこなうことや、レファレンスの充実はかかっています。今、説明させていただいている資料は、参考資料としておつけしております第 4 次の計画を皆様にお配りしておりますが、こちらの方をご覧ください。

これら、四つの目標のもと、5 年間の取り組みをまとめたものが、今日総会の資料としておつけしています資料 3 にあたり「第 4 次計画における成果と課題及び今後の方向について」になります。横長の A4 で閉じたものになります。

本来は 5 年間の総括ですので、実施した事業について一つずつ報告をし、評価を頂くところですが、時間的に全てを取り上げるのが難しいので、資料 1 「島根県立図書館運営方針及び、活動計画の総括」にまとめさせて頂きました。今回は、こちらの資料を元に第 4 次の成果と成果指標に対する評価また、第 4 次計画を通して見えてきた現状の課題について説明をさせていただきます。(0:18:22)

第 4 次はご承知の通り、計画の大部分が新型コロナウイルス感染症の拡大時期と重なり県立図書館の運営にも、大きな影響を与えました。

まずは、1 の来館者数についてです。コロナの影響で社会生活の行動変容が求められる中、県立図書館では利用者の来館頻度を減らすため個人に貸出できる冊数の上限を 10 冊から 15 冊に、貸出期間を 15 日から 22 日とする特例措置を講じて対応いたしました。その結果、コロナ前の一日あたりの入館者数の平均が 968 人でしたが、令和 2 年度は、617 人と入館者数の確認を始めてから、過去一番の減少となりました。

一方、2 の貸出冊数についてですが、特例措置の効果もあって令和 3 年度には 1 日あたりの貸出冊数はコロナ前より増加しました。また令和 4 年度については松江市総合文化センターの大規模改修工事に伴う中央図書館臨時休館により、同じ市内にある県立図書館では利用が増加し、一日あたりの貸出冊数は 1210 冊になりました。

後ほど説明いたしますが、個人貸出がのびた反面、相互貸借、これは県内の市町村図書館等への貸出のことですが、目標とする 1 万 2000 冊には達しませんでした。

また、県全体の貸出状況で見ますと、松江市立中央図書館の貸出が令和 3 年度に約 41 万 6000 冊あったのが、令和 4 年度には 8 万冊減少したため、県民一人当たりの個人貸出冊数は目標とする数値を下回る結果となりました。今お話しております実績につきましては、お配りしています資料、成果指標の進捗状況についての 5 番と 6 番の数値をご覧ください。

次に 3、遠隔地に住む利用者へのサービスについてです。県立図書館では遠隔地にお住まいの方に最寄りの図書館まで本を届ける利用者貸出サービスや、県立図書館で借りた本を最寄りの図書館で返却できる遠隔地利用者図書返却制度を実施しています。いずれも好評いただいているサービスで、当初目標としていた利用件数を大幅に上回るペースで増加しています。実績については成果指標の 1 をご覧ください。

同じく 4、遠隔地にお住まいの方へのサービスとして令和 2 年度にお楽しみ子育て絵本バ

ッグの貸出を開始しました。利用者が希望するテーマ絵本 5 冊に司書が選書した絵本 5 冊を加え、それを専用のバッグに入れ最寄りの図書館を經由して利用者に届けるというサービスです。どんな絵本を選べばいいかわからないという方に、家庭での読み聞かせのきっかけにもらえるよう案内をしまして、令和 2 年から 4 年度までに 197 件の利用がありました。これら来館が困難な利用者に対しては今後もサービスの利用促進に向けた広報をする必要があると考えています。

次に 5、地域支援室、西部読書普及センターで実施している幼稚園、保育所、学校など団体を対象にした貸出についてです。令和 2 年度以降、コロナによる学校等の休校、授業の停止などにより学校司書や教員による利用が減り、団体貸出冊数が減少しました。3 ページには団体貸出の推移をグラフにしていますが、特に西部地域における団体貸出が減少しています。そのため、西部読書普及センターでは令和 4 年度から県西部地域の公共図書館や学校等に向けて年 3 回程度、メール配信による広報、「西部読書普及センター便り」を発行し利用の促進に努めています。一方、一括貸出については元より図書の不足している市町村に大量に長期間貸し出しを行うサービスのため、あまり影響を受けませんでした。

また 6、団体への支援としては令和 3 年度に幼稚園・保育所お楽しみ子育て絵本を整備し、貸出を開始しました。これは絵本が不足している幼稚園や保育所に読み聞かせに適した絵本のセットを市町村の図書館を通じて一括で貸し出すサービスで、現在 16 市町村でご利用いただいています。

次に 7、図書館職員、学校司書、読書ボランティアなどを対象にした研修会の実施についてです。県立図書館では令和元年度に全国公共図書館研究集会・児童青少年部門を 11 月 28、29 日の二日間にわたり開催しました。県内外から約 120 名の参加があり、先進的な事例報告やパネルディスカッションなどを通して児童サービスに関する研究討議を深めることができました。しかしその後、コロナの感染が国内で広まり地域をまたいだ人の移動が制限され、県立図書館主催の研修だけでなく、依頼により職員を派遣して行ってきた研修や講演会も中止になるという影響がでました。やがて感染予防対策を講じたうえで徐々に研修を再開させていったのですが、会場の規模に応じた定員数の見直しなどを行ったことで目標とする参加者数には達しませんでした。関連の成果指標については、3 と 7 をご覧ください。しかし、これまでの研修は集合型が主流でしたが、テレビ会議システムや ZOOM といったオンラインによる手法を取り入れたことで移動制限のあった県外の講師にも研修を依頼することができたり、遠方に住んでおられて参加するために大変な時間と費用をかけて来られた参加者にとってオンラインでの受講は負担の軽減になる点でも喜ばれ、利便性が向上しました。もちろん研修によっては対面でないと難しい場合もあるので、その点は十分考慮したうえで今後も研修の充実を図るため、科目や参加しやすい研修会の方法を検討する必要があると思っています。

次に 8、レファレンス支援についてです。コロナ前は約 1 万件の調査相談を受けてお

りましたが、コロナによる臨時休館の後、開館しても当面の間は人との接触や館内での滞在時間を減らしてもらうために、机の利用や窓口での相談を制限したことにより問い合わせが減少しました。実績は成果指標の8をご覧ください。一方、令和3年度末に図書館蔵書システムの更新を行いました、これによりスマートフォンに対応した総合目録の利用が可能になりましたので、利用者が自ら検索しやすくなったことも所蔵調査にみられる簡易なレファレンスが減った要因かと思われます。そのほかレファレンスの支援として利用者が探している情報に素早くアクセス出来るよう、国立国会図書館の運営しているレファレンス協同データベースでの事例公開や郷土関係の記事、論文目録情報の蓄積を継続して行いました。また、新たに調べ方マニュアルというページに郷土関係の情報の登録をしたことにより、県立図書館のホームページで図書リストを公開するよりもより多くの方にアクセスしてもらえようになり、被参照件数が大幅に増加しました。関連する実績につきましては、成果指標の9、10、12、13をご覧ください。今後も継続してレファレンス支援のための情報環境の整備に努めていく必要があると思っています。

最後に9、県民の暮らしに役立つ連続講座や講演会等の実施についてです。関連する成果指標は11をご覧ください。令和元年3月からマスクの着用や人との距離の確保が難しい乳幼児向けの集会行事については中止にしましたが、大人を対象にした各種定例講座については、定員を半数にするなど感染予防対策を講じて令和2年7月に再開しました。成果指標に関連する法テラス講演会や、放送大学団体セミナーの開催、また行政機関とのタイアップイベントで、例えば認知症研修会ですとか獣医師出前講座など県民の暮らしに役立つ様々な講座を開催しましたが、参加人数は目標数値に達しませんでした。しかし、今年度に入り講座の開催は以前の規模に戻りつつありまして、来週8月19日には法テラス講演会を飯南町立図書館で開催するなど、遠隔地の県民にも参加しやすいかたちを整えています。今後も別の会場での実施やオンライン講座の検討など、開催方法の見直しを行いながら県民のニーズに応じた生涯学習の機会を検討することが必要だと思っています。

続きまして、現状と課題についてです。いま説明をさせていただいた5年間の取り組みを通して、新たに見えてきた様々な課題や社会の状況の変化などを踏まえ、今後とくに注視すべきだと考えている課題を次の四つにまとめました。

一つ目は、市町村図書館等への支援についてです。市町村図書館への支援は、県立図書館の重要な役割であると考えています。市町村からは職員のスキルアップを目的とした研修に関する要望が多く寄せられています。そこで研修に参加しやすく、また様々な内容の科目を提供するためにオンライン形式での開催や参加枠の拡大など、研修を実施する際に工夫が求められています。また、資料の支援については現在すべての市町村図書館等で利用されている搬送システムを安定的に維持し、確実に資料を提供することが重要であると考えています。

二つ目は多様な利用者に対応したサービスの提供についてです。令和元年6月に、視覚障がい者等の読書環境の整備に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法が施行されました。この読書バリアフリー法は、障がいの有無に関わらずすべての国民が等しく読書を通じて文字、活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。県立図書館でも来館が困難な方、体に障がいのある方、また外国籍で日本語の能力に応じた支援を必要とする方など、多様な利用者に対応したサービスを提供するため、関係機関と連携してニーズの把握やサービスのあり方を考えアプローチを行っていく必要があると考えています。

三つ目は子どもの読書活動の推進です。県立図書館では県内における親子読書の普及のため、長年読書普及業務を専任で行う読書普及指導員を配置して保護者等への啓発を行ってきました。令和4年度以降からは、県教育委員会において研修会や啓発活動の手法を変更し、子どもの読書に関わる人材育成と啓発を行っています。県立図書館でも、引き続き学校司書や読書ボランティアなど子どもの読書に関わる人への研修の実施や、読み聞かせに適した図書情報の提供など、子どもの読書活動の推進に取り組んでいく必要があると考えています。

四つ目に知の拠点としての調査研究の支援についてです。県立図書館は島根県に関する資料や情報を収集し保存するとともに、県民が活用できるように整備をする必要があります。ところが近年は冊子体では刊行されず電子体のみで発行されるポーンデジタルと呼ばれる資料が多くなっています。郷土資料を確実に収集保存し、恒久的に利用できるよう仕組みを検討する必要があります。さらに県内における情報の拠点として、地域の団体や専門機関と連携し、資料やレファレンスの充実をはかり情報発信を進めていく必要があると考えています。第4次計画における総括についての説明は以上です。(00:32:02)

議長（木内委員）：

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたけれども、この件につきましてご質問、ご意見等ありませんか。

佐藤委員：

ただ興味本位なのですが、現状の課題の2で多様な利用者に対応したサービスの提供ということで、外国の方の利用もアプローチしていくということでしたけど、今のところニーズとか、これからニーズの把握とかあり方を考えていくということがあったのですが、今までに要望があったり、今対応できている所というのはあるのでしょうか。

事務局（図書館支援課長）：

例えばですけれども、従来から外国資料については整理をしまして、一階入った

ホールのところには当館では外国資料コーナーがありまして、そこに英語以外の各言語もそろえて対応しています。それから利用案内というところかというと、確か英語、韓国語、中国語それぞれの言語の利用案内を作っていたり、そういったことはさせてもらっていますが、どうしても配分的に英語資料が多くなっているの、それ以外の外国の方も実際島根県にいらっしゃいますので、その辺りの資料も揃えていくとか、あとは日本語教育を学ぶ方にとってのテキストも必要と考えていまして、教材資料も一部ホールの方には置かせてもらっています。

議長（木内委員）：

他にはいかがでしょうか。

濱岡委員：

すみません。ちょっと質問があります。私自身ずっと社会科の副読本を作っていました、その中で現状と課題の4番、デジタル資料が多くなってきているというところで、副読本からだんだんデジタルに変わってきているんですけど、現実的に例えば副読本をデジタル化で県立図書館さんが得られた場合それは見られるような仕組みになっているのでしょうか。

事務局（資料情報課長）：

現状では見られないですけども、ここで言っているポーンデジタルの資料というのが、統計資料であるとかそういったものをPDFにしてホームページに公開しているだけ、というものが多くあります。そういったものを印刷して図書館で閲覧、その後保存するというのをイメージしております。先生がおっしゃっておられる分については、媒体として何か形になっているようなDVDになっているものでしたら保存がしやすいですけども、やはり資料という形にならないと図書館ではなかなか保存がしにくくて、今後の課題かなという風に思っているところです。

濱岡委員：

そうしますと例えばデジタルで作られたものも、冊子にはなっていないものは県立図書館さんの方で印刷してそれを置いておくというような形になるということですか。

事務局（資料情報課長）：

著作権がありますので、許可を得られたものについて、多くは県や市町村が発行されるもの、大体そういうものが印刷媒体からデジタルだけになるということが最近増えていますので、そういったものに対しては現在対応できているのですが、今後そういったものが増えていくだろうと予想していて、多様にこれから考えないといけないと思っ

ているところです。

濱岡委員：

分かりました、ありがとうございました。(00:36:48)

議長（木内委員）：

他にはいかがでしょうか。もしないようでしたら、次の議事に入っていきたいと思えます。次の議事は議事2、第5次島根県立図書館運営方針及び活動計画の基本的な考え方について事務局から説明をお願いします。

事務局（図書館支援課長）：

第5次島根県立図書館運営方針及び活動計画の基本的な考え方について説明させていただきます。資料につきましては資料4をご覧ください。

1、計画策定の理由について。第4次の計画は令和5年度で終了するため、令和6年度から向こう5年間の図書館サービスの基本的な考え方や施策の方向性を定め、第5次計画を策定するものです。

2、第5次計画の方向性について。本計画が図書館法第7条の2に基づく図書館の設置及び、運営上の望ましい基準で示された基本的運営方針及び事業計画に相当するものとして県立図書館が策定いたします。第4次に掲げた基本理念を踏襲しつつ取り組む方向性を示すものですが社会状況の変化に対応するため必要に応じて見直しを図ります。そして目標の達成状況を把握し計画の評価を行うために成果指標を設定し、進行管理を行うとともに本協議会で検証し、評価し、改善をします。加えて、県教育委員会が今年度策定を予定しています、「第5次島根県子ども読書活動推進計画」と連携した計画とします。

3、基本理念について。基本理念は第4次を踏襲し以下の通りとします。県民一人一人が個性を發揮し、社会の一員として自立する人づくりと心豊かに暮らせる活力ある地域づくりに資する知の拠点。

4、その基本理念を実現するために4つの目標を掲げます。①県内の図書館との連携と協力を推進します。②県民や地域の課題解決に役立つサービスを提供します。③子どもの読書活動を推進します。④知の拠点として調査研究を支援します。

この4つの目標の具体的な中身についてはのちほど触れさせていただきます。

5、策定スケジュールについて。本日1回目の協議会で第4次計画の総括並びに第5次の方向性について協議をいただきます。8月から9月にかけて利用者や市町村図書館にアンケートを実施します。そのアンケート結果を組み込む形で素案を作成し10月中旬から11月に2回目の協議会を開催し、素案についてご協議いただく予定です。そして12月に教育委員会会議、パブリックコメントを経まして、2月中旬ごろに最終案の検討を協議会で協議いただき、3月の計画決定へと進めさせて頂きたいと思えます。(00:40:30)

続きまして資料5、第5次島根県立図書館運営方針及び活動計画の概要をご覧ください。先ほど説明させていただきました、基本理念と第5次計画に掲げる四つの目標ならびに取り組みの方向性を体系図にしてまとめさせていただきました。目標につきましては、先ほど第4次計画の総括の中で特に県立図書館が重要と考えている四つの課題について説明させていただきましたが、それらの課題を念頭に置いて新たに四つの目標を設定しました。そしてその目標を実現させるための、取り組みの方向性を下の四角の枠に書かせてもらっています。第4次計画で引き続き重要だと判断した取り組みに加えポストコロナとか、読書バリアフリーといった新たな社会の情勢を考慮し、取り組みの方向性をまとめました。

一つ目の目標、県内の図書館との連携協力には、図書館職員の資質向上に関わる支援、資料や情報の提供、職員同士の情報交換といった、市町村図書館への支援を1番にもってきています。また、島根県公共図書館協議会や島根県図書館協会など、県内の関係機関との連携強化を含めます。

二つ目の目標、県民や地域の課題解決には、読書のバリアフリーを図るため、多様な利用者を念頭に入れ、来館が困難な方、障がいのある方など、さまざまな事情を抱えた方に対応したサービスの提供、また、仕事や暮らしの課題解決につながる支援、図書館サービスに関する情報発信など、県民に役立つサービスの提供を含めています。

三つ目の目標の、子どもの読書活動の推進には、子どもの読書に関わる大人への支援として、保護者への普及・啓発、親子読書アドバイザーをはじめとする読書ボランティアとの連携や支援、また子どもの発達段階に応じた支援には、幼稚園、保育所、学校といった、子どもと直接関わりのある団体や、学校司書などへの支援を含めます。

四つ目の目標、調査・研究の支援ですが、ここにはレファレンス全般に関するサービスの提供と、郷土に関する資料や情報の提供、また国立国会図書館、大学図書館、歴史博物館といった、調査研究に関する専門機関との連携強化を含め、知の拠点としての取り組みもまとめる予定です。今後この概要に書かせていただいた目標と、取り組みの方向性をもって、素案作りへと作業を進めてまいりたいと思っています。第5次の取り組みに関する説明は以上です。

議長（木内委員）：

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたけれども、こちらにつきまして、ご意見、ご質問ないでしょうか。佐藤委員よろしく願います。

佐藤委員：

また第4期の時みたいに指標をつくられるということですが、その指標は、8月中旬から9月のアンケート調査を考慮して、また指標をつくられる、で、第2回の県立図書館協議会の時にこの指標があがるといいますか、第4次の取り組みを踏襲しつつだった

と思うのですけれども、今日頂いたこの資料の流れが具体的にどうなっていくのか、というのが、今日は分からないですか。

事務局（図書館支援課長）：

実は、いま説明させていただいた、第5次のこの計画、素案とか、項目について、これからアンケートの結果などを受けて、盛り込んでいく中で、指標を新たに据えるもの、それから第4次を踏襲してもっていくもの、それらを見極めてまた作っていかうと思っています。といいますのは、第4次に書いている指標の中には、すでに終了しているものですか、あとは参加人数とかで、どうしても影響を受けるものがありましたので、その考え方からちょっと検討していかうという風に思っています、内容としては、答えたいんですけれども、その目標設定で良かったのかとか、そういったことも含めて今度の協議会とかでお示しできればと思っています。

佐藤委員：

わかりました。大枠として図書館に来る人を増やしたい、利用者は今お話のあったデジタルとかあると思うのですが、デジタルを含めた利用者を増やしたいのか、来る人を増やしたいのか、県内の図書館の連携を増やしたいのか、どこにいくのかな、というイメージが今わからなくて、指標なんかも。

事務局（館長）：

明確に今この目標をこうします、ということで本日お示しすることはできないのですが、もちろん利用者に増えていただく、読書であるとか図書館を活用していただく方を増やすというのは非常に当然のこと、目標とすべきことだとは思っているのですが、必ずしも来館して、おっしゃったように来館者を増やすことだとか県立図書館だけが増えればいいのか、市町村でもっと住民に身近なサービスというと、本当は市町村図書館のほうが一般の方は身近に感じていらっしゃるのではないか、と思うところもあります。こうやって県立図書館がたまたま松江市にあるおかげで、松江市民の方の図書館としての一面を持っておりますけれども、例えば益田市にお住まいの方が県立図書館をどう活用するかとか、といった時に、県立図書館が益田の図書館を支援していく、そういったことも非常に重要なことだと思いますので、県全体で図書館活用していただける方を、究極的には増やしていきたいし、当然県立図書館もご利用いただきたい、当然あります。そういった意味で、目標をどのように定めていくか、県立図書館にどんどん人が、例えば今いることが、倍になればいいかという、必ずしもそういうものではないと思いますので、目標の立て方は、中でも検討しますし、委員の皆様のご意見をいただきながら、考えていきたいという風に考えています。全然明確な答えになっていなくて申し訳ないですけれども、よろしく願います。

議長（木内委員）：

金山委員、お願いします。

金山委員：

これは計画を作っていただくときの希望というか、たとえば福祉の考え方で行くと、この人に対してまずニーズがあって、この人に対してどういうサービスをしていくか、ってというような考え方で、この方にはどういう読書ができるんだろうか、どういう資料を提供できるんだろうか、この人がこの本を知るためにはどういう、広報というか投げかけをしていけばいいんだろうかってというような考え方で進めることが多くて、例えばこういう県立図書館さんが計画を立てられるときにも、どうやって、色んないいことをされてもニーズをどうキャッチされるのか、それをどのような形で、メディアとかを利用して、過程を辿っていくのか、そういうところの視点も踏まえながら、単にこういう読書バリアフリー法の対応を県立図書館はしていますよ、だけで終わっては、それは住民の方まで届いたことにはならないので、できるだけ市民の方がそれを使用できるっていうところを着地点にさせていただいて、計画を立案していただけるととてもありがたいなと思います。(00:49:49)

事務局（館長）：

ありがとうございます。非常に課題として認識という部分、十分にまさに言われたかと思っていまして、県立図書館としても、なかなかこういったニーズがあるかというのを拾っていくというか、ニーズをキャッチするのが非常に図書館として単体では難しいと思っていまして、いまおっしゃったように、福祉分野との関係機関ライトハウスライブラリー然りなんです、そういった所と連携といいますか、何を望んでいらっしゃるのか、何が図書館にできるのか、そういったことを図書館単体ではなく色々な機関と連携、情報交換しながら取り組んでいきたいと思っております。もう一つ、まずは県民の方に、いかに図書館のサービス、こういったことができるかということを知ってもらうのも非常に課題だなと思っていまして、どのような情報提供、PRができるかというのは、本当に、これは真剣に考えていきたいという風に考えています。ありがとうございます。(00:50:49)

議長（木内委員）：

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。伊藤委員お願いします。

伊藤委員：

3番目の子ども読書活動に関わる大人への支援のところなのですが、読書ボランテ

ィアを長年頑張っていていらっしゃった先輩方、それから今、私達の世代が10年経って年代が一つ上になりまして、色々な意味で高齢化をしてきているところがあります。今まで出かけていけたものが出かけられなくなったり、そういうところもチラホラ出てきています。新しい年代、60代50代ぐらいの読書ボランティアができそうな方をできるだけ声をかけるようにはしているんですが、社会状況のこともあり、お仕事一回辞められてもまた再任用という形で、なかなかボランティアをしていただける方が実はちょっと不足しているというか、そういう現状があります。できるものはできる限り頑張っていきたいと思っていますけれども、やはり新しい世代の読書ボランティアの養成というか掘り起こしというか、そういうところを考えていかないと今後の活動が続くのが難しい、ということがあると思います。多分これは読書ボランティアだけではなくていろいろな場でそういう問題は出てきていると思います。それともう一つ、学校司書の支援も、2番目の子どもの発達段階においた支援に含むと言う風に今おっしゃったと思うんですが、学校司書さんのスキルアップもすごく必要で、それに私が聞いたところだと、現実に本を読めない、読まない、不読児というのが確実に増えていると思います。島根県の学力が低下しているというニュースもありますけれども、不読児対策をもっと本気で行っていけば学力がもっと明らかに上がっていくんじゃないかということは、私もちょっと教員をしていた関係もありまして、そういう事も思っているんですが、表面的な目標ではなくて現実に即したことを考えて、施策をやっていただきたいと思います。色々な形で声がけしていただいてできることは一緒にやっていきたいなというふうに思っております。以上です。(00:54:04)

議長（木内委員）：

ありがとうございます。2つご意見いただきましたけれども、事務局の方から回答お願いします。

事務局（図書館支援課長）：

まず、読書ボランティアのことについては、私達も常々、実際県内から色々依頼があるなかで親子読書アドバイザーの方に派遣をお願いしたりしていて、どうしてもすべての方が依頼に応えられる立場や状況とかなかったりするので、どうしても同じ方に集中するとか、そういった事も実際起きていて、人が増えた方がいいのかっていうことを思う反面、また一人一人の資質の向上も大切だなと思ったりして、いろいろ葛藤の中で今事業しておりますが、あとは県だけでどうしても増やすことは出来ないの、どうしても市町村の図書館だったり、各地域でそもそもの読書普及を根付かせてもらわないと、県だけが投げかけるでは出来ないの、それこそ市町村の図書館と連携したり、情報を得ながらそういった人の掘り起こしをしていかないといけないかなと個人的にも思っております。それから、島根県立図書館では長年やってきていることと言えば、やはり小

さい頃からの読み聞かせといった親子読書と言いますか、小さい頃からの読書習慣の積み重ねが、その後の小学校や中学校、高校に行ったときの基礎となるというふうに考えていますので、長年親子読書というところに力を入れて活動してきていますけれども、これについては、今後もこの部分は大切だということを思って活動はしていきたいと思っています。県立図書館としてできることでいうと、こういった本を読んだらよいかという方がおられる場合には読書、図書の情報を使ってお伝えしたりとか、そういったことで今後も普及啓発を図っていきたいなと考えております。以上です。(00:56:30)

議長（木内委員）：

ありがとうございました。はい、伊藤委員お願いします。

伊藤委員：

今までいらっしゃった読書普及委員さんではなくて今教育委員会のほうからいろいろな読書に関わる情報提供とか人材育成とか発達段階に応じた内容の勉強とかそういうことは部署が変わったということでお話していただけたと思いますけれども、実際に本を手渡している活動をしている者は、この前の協議会でも言ったかと思うのですが、やっぱり本について資料についての情報をとても知りたいと思いますので、ぜひ幼稚園、保育所、学校等へのご指導なさるときにも県立図書館と連携していただいて、資料に関わる情報提供をたくさんしていただけたら嬉しいなと思います。よろしくお願いします。(00:57:50)

事務局（図書館支援課長）：

一点伊藤委員からの質問に答える中の学校司書のスキルアップについてですけれども、県立図書館の方でもこれまでの初任者向けの研修ですとか、本の使い方ですとかそういったことを含めた研修を組んでおりましたが、来年度以降内容の見直しを図りまして、もう少し図書館業務に特化したこと、学校図書館の業務に特化した図書館業務に役立つような内容で研修を組みたいと考えておりまして、内容の充実を図って行って司書全体のスキルアップを図れるような研修を組んでいきたいと今、考えております。

議長（木内委員）：

お願いします。

教育委員会（教育指導課）：

学校司書の方のスキルアップということで県教委の担当としてですけれども、県教委の方でも今、子ども読書推進計画の策定、新しい計画の策定を今年度ワーキンググループを組んで行っているところです。昨年度末に国の方の計画が出ましたけれども、やは

りそこでも不読率の高さであるとか、いうところで課題になってます。それに対して県の方として学校司書の方にどのようなアプローチをしていただくかということもまた今いただいたご意見も参考にして計画に反映させていきたいと思います。決して簡単な課題ではないと思うのですけれども、今研修のこともありましたように、県立図書館さんの方からいわゆる学校図書館それから公立図書館も含めたいわゆる司書としての基本のところのスキルアップというところを主に研修のほうでお願いして、学校図書館のいわゆる授業に関わる部分であるとか、そういうところに特化した部分については、県教委だったり、教育センターのほうであったりと、研修の内容を分担するような形で行っていきたいと考えているところです。また学校司書さんについては小中学校大半の方が市町村の雇用でありますので、市町村のほうにもやはり雇用の主体として、それぞれに状況にあった研修を進めていただきたいということも促していきたいと思っています。

(01:00:45)

議長（木内委員）：

他にはいかがでしょうか。木村委員お願いします。

木村委員：

第5次ということで、第4次よりどんな風が変わるのかな、と思いながら考えていますが、世の中がどんどん便利になって、高校生も一人一台端末を持って、授業で検索しようと思ったらすごい速い時間でパッと調べて、時短を目指しているのも、そういう使い方になるんだろうと思うのですが、逆に心配なのは、せっかく調べた知識があつという間に消えてしまい、例えばそのときはいいですが、その三カ月後にそのURLは削除されていたりとか、一回調べたせっかくの貴重な蓄積のあるべきデータに、二度と巡り合えないという、そういうこともなんとなく行われているような気がしてきます。私たちの頃は重要なものはとにかく手で書き写し、場合によってはコピーもありましたけれども、簡単に検索できるのに消えてしまって、二度と会えない知識になってしまう、そういったところもあるので、今の子どもたちは特に読書経験そんなにたくさん豊富なものではないと思いますので、検索の仕方プラス、やはり、せっかく集めた知識を、手間はかかるけれど、どうやって残したらいいか、そういう知識の残し方みたいなものを、どこかに合わせて検討していただくと、これからの時代、特にますます便利になればなるだけ、いかに残していくか難しいものだな、という気がしましたので、説明させていただきました。よろしくをお願いします。

議長（木内委員）：

事務局から、何かございますか。

事務局（図書館支援課長）：

ご意見ありがとうございます。検索したデータの知識の保存というのは、図書館として当然、いま必要といたしますか、収集資料の収集・保存、それが当然の役割ですので、そういうことを書きながら、あとデータの活用みたいな形はまたちょっと図書館等では難しいところもあるのですけれども、おっしゃった意見をどういったように反映できるかというのを考えていきたいと思っています。非常に大切なことだと思っています。ありがとうございます。

木村委員：

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

教育委員会（教育指導課）：

すみません、今頂いたご意見というのは、多分子どもの、小中高校生とかそのへんの段階で、どうやってこの図書館の資料も活用しながら情報活用能力の部分をも身につけていくか、というところに非常に深く関わるご意見だったかなと思います。そういうところも含めて、教育委員会の方、子ども読書推進計画の方にまた反映させていけるよう努力していきたいと思っています。ご意見ありがとうございました。

議長（木内委員）：

他にはいかがでしょうか。もし無いようでしたら議事を進めてよろしいでしょうか。次に進めていきたいと思っています。続きまして議事の3になります、令和5年度予算および事業計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局（総務課長）：

それでは、令和5年度予算について説明させていただきます。資料6のほうをご覧ください。令和5年度当初予算を一覧表にしています。表の左の方から事業名、中事業名、小事業名とありますけれども、そのうちの中事業ごとに、概要と、昨年度の予算と比べた、主な増減について説明をさせていただきます。まず一番上の、図書館活動推進事業です。これは図書館業務に関する全般的な経費となります。具体的には、図書の選定・購入経費とか、管理経費、それから図書の業務管理をしています、図書館情報システムの経費などです。そのほか、会計年度任用職員の報酬、給与ですとか、図書館の維持管理に必要な光熱水費とか、さまざまなものをここに計上しています。主な項目ごとになりますけれども、まず、上から2番目の図書の選定・購入費というのが、増減のところでは275万9千円の減額となっています。主な要因としましては、図書館全体の予算額の、事業ごとの割り当てというのを調整したことによるものですが、実績におきましては令和2年度、3年度と、新型コロナウイルス感染症対策のための、交付金の財源に、図書購入費

が増額になっていました。今年度は、コロナ対策以前並みの予算は配分しているところ  
です。

二つ目ですけれども、図書館情報システムの経費です。昨年度から新しいシステムが稼働になってはいますが、その関係でリース料の負担額の調整がありまして、今年度は63万1千円の減額ということになっています。次に図書館維持管理事務費、下の方になりますけれども、こちらのほうが、190万4千円の増額となっています。こちらは主に、光熱水費の増額によるものとなっています。次に一番下のところの図書館地区別研修の事業ですけれども、今年度は文部科学省委託事業ということで、中国・四国地区図書館の地区別研修というのを島根県で開催いたします。その開催経費を70万計上しています。続きまして中事業の、図書館業務市町村支援事業です。こちらの方は、市町村立図書館などを支援するための経費で、事務費などを計上しています。その次の、子ども読書推進事業です。こちらの方は、子ども向け書籍の購入費、それから子ども読書推進のための研修、とか講座にかかる事業経費、それから会計年度任用職員の経費を計上しています。

一つ目の幼児・児童読書普及事業のうちの131万1千円の減額となっていますけれども、こちらのほうは、昨年度の当初の予算で計上していました、会計年度任用職員1名が、本庁へ配置替えとなりまして、図書館としては、1名減になったことによるものです。続いての、学校図書館の運営を支援するための司書教諭の配置の事業ですけれども、こちらのほうが、社会教育課のほうへ、事業が移行しましたので、予算としては減額の0円となっています。その下の、学校図書館の運営支援ですけれども、これは先ほどの事業から切り離して、図書館で行う事業として、10万円計上しています。中事業の一番下になりますけれども、郷土資料整備収集事業です。こちらは、県内の郷土資料を収集したり、保存したり、提供したり、といった経費を計上しています。以上の令和5年度予算を合計しますと、合計額で、1億2千69万6千円となっており、前年度に比べて111万4千円、減額ということになってはいますが、事業といたしましては、例年並みの実施が可能という状況です。私からの説明は以上になります。(01:09:36)

議長（木内委員）：

はい、ありがとうございます。ただ今事務局からご説明がありましたけれども、これにつきましてご意見ご質問はないでしょうか。濱岡委員お願いします。

濱岡委員：

説明のほう聞かせてもらって予算でどうのこうのというわけではありませんけれども、相互貸借と高齢者・障がい者運送等貸出サービス、これが増額になっているんですね。このところが増額になった理由が、運送費が値上がりしたからなのかそれともこれに力を入れているのかということをお聞きしたいのと合わせて、協議会ですので、県立図

書館、島根県は東西に長くてですね、松江にどうしても県立図書館集中しているというところで、西部の方にとっては相互貸借制度というのをしっかりとアピールすべきだと思うのです。そうしますと増減の増になった理由のところでもそのあたりぜひ一委員として相互貸借制度というのをしっかりと予算をとっていただきたいと、記録として残れば、また次年度の予算にも影響するんじゃないかというところでぜひ相互貸借制度というのは島根県にとっては必要なものではないのかなと思っていますが、この増になったところはやはり運送費が上がったというところでしょうか、それとも力を入れているということなのでしょう。 (01:11:20)

事務局（図書館支援課長）：

実際に搬送事業といって県立図書館では各市町村の図書館に週に3回、荷物を送るシステムを整備しているんですけども、年々資料費というか代金は上がってきています。当初始めた頃に比べると、かなり高くなってきております。かつ配送業者の方の働き方の影響を受けまして、確実に週3回行かないようなこともあってきたり、というのもあります。それから最初の第4次の総括の中で説明をさせていただいた、遠隔地の利用者の方に県立図書館から直接本を専用バッグに入れてお送りするような制度とかも大変好評を得ていまして、そうすると箱数が増えていけばその分単価が上がっていくという形で、例年やっぱりこのかかる費用は増えていますので、徐々に増額しているということに繋がっているかと思えます。もちろん県立図書館は中でもご説明させていただきましたけれども、市町村立図書館の支援というのも第一の目標と掲げていますので、そのところについては今後も力を入れていって、かつ安定的にシステムが構築できるように維持していかないといけないと考えています。

濱岡委員：

ぜひこの相互貸借制度といったサービスは、予算を取ってすべき話かなと思っていますので、今後ともよろしくお願ひしたいです。

議長（木内委員）：

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。議事を進めていきます。続きまして事業計画について事務局から説明をお願いします。

事務局（図書館支援課長）：

そうしましたらお配りしている資料の7、8を続けて説明させていただきます。まず資料7の方ですけども令和5年度中国四国地区図書館地区別研修のお知らせについてです。12月5日から12月8日にかけて島根県民会館大会議室において図書館職員を対象にした研修会を実施します。定員は100名でオンラインによる受講を可としています。

日程と研修の内容については資料をご覧ください。

続きまして資料8、第1回島根県図書館大会についてのお知らせです。11月4日に島根県図書館協会の主な事業の一つとして第1回図書館大会を開催いたします。この図書館大会はもともと令和2年度に第1回を実施する予定でしたが、コロナのために延期になり、ようやく今年開催する運びとなりました。基調講演は島根県出身の小説家、小前亮さんをお願いをしております。その他、各加盟団体から報告をしてもらう予定です。こちらの図書館大会は図書館関係者だけでなく一般からの参加も可能ですので、ぜひお出かけいただきたいと思います。以上です。

議長（木内委員）：

はい、ありがとうございます。この件につきましてご意見・ご質問はないでしょうか。なければ先に進めてもよろしいでしょうか。続きまして議事の4、その他についてです。事務局から一旦説明をお願いいたします。（1：15：41）

事務局（図書館支援課長）：

本日、資料に最後の方にお勧めしたい子どもの本2種類のリストをつけさせてもらっています。これは毎年7月ぐらいに県立図書館の方で職員が読んでお勧めしたいと思った本をリストにさせてもらって、それを県内の幼稚園、保育所、小学校、それから公民館の図書館等にお配りしているものです。ぜひ、ホームページ等でも公開していますので、お近くの方で図書情報、何かないかという時がありましたら、こういったリストを使っただけかと思っております。以上です。

議長（木内委員）：

はい、ありがとうございます。用意された議題については以上ですが、全体通してご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。無いようですので以上で議事を終了いたします。本日はご協力いただきましてありがとうございます。また委員の皆さん貴重なご意見をたくさんいただきましてありがとうございました。それでは進行は事務局に戻しますのでよろしくをお願いいたします。

事務局（総務課長）：

皆さん、長時間にわたり議論いただきどうもありがとうございました。最後に、館長をお願いします。

事務局（館長）：

皆様、長時間にわたりましてさまざまご意見をいただきまして、ありがとうございます。木内先生には、議長を務めていただき本当にありがとうございます。本日、皆様か

ら色々なご意見いただきました。本当に今現在、県立図書館として課題に感じていること等々、デジタル化への対応でありますとか、いかに障がいのある方だけではないと思っておりますけれども、県民の皆様のニーズを汲み取り、県立図書館のサービスをいかに県民の皆様を知っていただくことができるのか、また、子ども読書の普及でありますとか、県立図書館として西部、市町村図書館への支援といたしますか、相互貸借に関しての力強いご意見と言いますか叱咤といたしますか、いただいたという風に思っております。本日いただきました意見、次期の計画にも当然活かしていきたいと思っておりますし、県立図書館としてどうあるべきか、いかに意義を高めていくか、職員一人ひとりが考えていくべきことだと考えています。先程ありました今年度第2回のところで次期計画の概要をお示しして、また色々なご意見をいただきたいと思っておりますので、皆様にもそれぞれのお立場からご協力いただければと思っております。本日は大変ありがとうございました。

事務局（総務課長）：

以上をもちまして令和5年度第1回島根県立図書館協議会を終了させていただきます。なお、次回の本協議会の開催は10月下旬から11月上旬頃を予定しております。本日はどうもありがとうございました。